

旭川医科大学立替払事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年4月23日学長裁定)

旭川医科大学立替払事務取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学立替払事務取扱要項（平成27年12月9日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>第1（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2 <u>この要項において立替払とは、本学に勤務する教職員その他研究費等（受託研究費，共同研究費，受託事業費，科学研究費補助金その他の補助金，寄附金その他これらに準ずるものをいう。）の経理を本学に委任する者（以下「教職員等」という。）が、一時的に私金によって支出することをいう。</u>（新設）</p> <p>（範囲）</p> <p>第3 <u>立替払は、1件の総額が50万円未満のもので、かつ、立替払を行わなければ業務に支障をきたすと認められる場合に限る。</u>（新設）</p> <p>（経費）</p> <p>第4 立替払のできる経費は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 教育研究のために必要な消耗品<u>等</u>で、現物の確認をしなければ規格の特定ができないもの。</p>	<p>第1（略）</p> <p>（経費）</p> <p>第2 立替払のできる経費は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 教育研究のために必要な消耗品<u>等の購入</u>で、現物の確認をしなければ規格の特定ができない<u>場合</u>であって、<u>一件の契約金額が50万円未満のもの。</u></p>

(2) 用務先において、次に掲げるものを支払わなければ当該用務の遂行が困難となる時。

- イ 研修会又は講習会等の参加費及び教材費
- ロ 現地調査で使用する機器の消耗品費、交通費及び謝金
- ハ 有料道路通行料
- ニ 車両燃料費
- ホ タクシー利用料又はレンタカー借上料
- ヘ 資料等の送料
- ト 有料施設利用料

(3) 国等の機関に支払う法定手数料

(4) 学会の会費又は参加費

(5) 学術論文投稿料

(6) インターネット上からダウンロードすることによって購入可能なソフトウェア（新設）

(7) 新規採用時に職員へ義務付けられる健康診断に要した費用

(8) その他、学長が緊急性又は業務遂行上やむを得ないと認めるもの

（立替払の請求手続き）

第5 立替払を行った場合は、当該立替払を行った者が、立替払請求書に領収書等を添付して経理責任者に請求するものとする。

2 立替払の請求は、原則として立替払を行った年度内に行わなければならない。ただし、第4第7号に定めるものについては、この限りではない。（新設）

3 立替払にクレジットカードを使用する場合は、立替者本人のカードを使用するものとし、クレジットカードを使用した際の領収書

(2) 用務先において、次に掲げるものを支払わなければ当該用務の遂行が困難となる時。

- イ 研修会又は講習会等の参加費及び教材費
- ロ 現地調査で使用する機器の消耗品費、交通費及び謝金
- ハ 有料道路通行料
- ニ 車両燃料費
- ホ タクシー使用料又はレンタカー借上料
- ヘ 資料等の送料
- ト 有料施設利用料

(3) 国等の機関に支払う法定手数料

(4) 学会の会費又は参加費

(5) 学術論文投稿料

(6) 新規採用時に職員へ義務付けられる健康診断に要した費用

(7) その他、学長が緊急性又は業務遂行上やむを得ないと認めるもの

（立替払の請求手続き）

第3 立替払を行った場合は、原則として立替払後1ヵ月以内に、当該立替払を行った者が、立替払請求書に領収証書等を添付して経理責任者に請求するものとする。ただし、前条第6号に定めるものについては、この限りではない。

等を経理責任者に提出するものとする。（新設）

- 4 立替払を銀行振込により行った場合において、当該振込等のために手数料を要したときは、当該手数料を加えて請求することができる。
- 5 前項の規定により手数料を請求する場合は、立替払請求書にその旨を明示し、領収書等を添付しなければならない。

附 則

この要項は、令和7年4月23日から実施する。

【改正理由】

立替払について、規定の再整備を行い業務の効率化を図るもの。

- 2 立替払を銀行振込により行った場合において、当該振込等のために手数料を要したときは、当該手数料を加えて請求することができる。
- 3 前項の規定により手数料を請求する場合は、立替払請求書にその旨を明示し、領収証書等を添付しなければならない。